

物価高騰対策給付金申請書(請求書)

支給市区町村 (※基準日時点の市区町村)
釜石市長 宛て

※市使用欄	非
均等割のみ	課税



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェック☑しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

氏名	性別	生年月日	現住所と令和6年1月1日時点の住所は	異なる場合は令和6年1月1日時点の住所を記載		令和6年度住民税所得割課税状況
				□同一	□異なる	
(申請者)	本人		□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告
		明・大・昭・平・令 月 年 日	□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告
		明・大・昭・平・令 月 年 日	□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告
		明・大・昭・平・令 月 年 日	□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告
		明・大・昭・平・令 月 年 日	□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告
		明・大・昭・平・令 月 年 日	□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告
		明・大・昭・平・令 月 年 日	□同一 □異なる			□課税されている □課税されていない □未申告

※令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる場合や、同一世帯以外に養育している児童がいる場合は、別途、申請が必要です。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
銀行 農協 信組 信連		普通	(右詰めでご記入下さい。)	※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
	(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい。)	(右詰めでご記入下さい。)	※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 物価高騰対策給付金の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、市町村民税所得割の課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 物価高騰対策給付金の支給要件に該当するかどうかの審査などのため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、釜石市において支給決定をした後は、物価高騰対策給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年3月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、物価高騰対策給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 物価高騰対策給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や物価高騰対策給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、物価高騰対策給付金を返還します。
- ⑧ 同一世帯について、物価高騰対策給付金または他の市区町村で実施する令和6年度新たに市町村民税が非課税となる世帯または市町村民税均等割のみ課税となる世帯向けの給付金を受給済ではありません。受給していた場合は、物価高騰対策給付金を返還します。

提出書類

- 物価高騰対策給付金申請書(請求書)
(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度市町村民税の課税状況がわかるもの(「課税証明書」、「扶養証明書」等の写し(コピー))
- 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和6年度市町村民税の課税状況がわかるもの(「課税証明書」、「扶養証明書」等の写し(コピー))

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名